

デジタルスキルアップ事業補助金交付要領

(目的)

第1条

この要領は、天草市内に事業所を有し、市が認定したスキルアップ講座（以下、「講座」という）を主催する事業者に対して受講料の一部を補助することで、スキルアップ講座への参加を促し IT 人材の育成を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条

補助の対象者となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所、住所を有し市が認定した講座を開催する者
- (2) 講座終了日時点で天草市に住所を有する者で、本市が行う追跡調査等に協力できる者（以下「受講者」という）が受講する講座を開催するもの。

(講座の認定手続き)

第3条

補助金の交付対象として講座を開催する者は、デジタルスキルアップ事業講座認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 講座の概要（目的、スケジュール、人数、受講料など）が確認できる書類（チラシ、SNS での周知ページなど）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類
- 2 同様の講座を複数回開催する場合もその都度の申請を行うものとする。
- 3 認定の対象となる講座については、IT スキルの向上に寄与する講座とする。

(講座の認定)

第4条

市長は前条の申請があったときは、速やかにその内容を精査し、認定するときは、デジタルスキルアップ事業補助金講座認定通知書（以下「認定書」という。）（様式第2号）により通知するものとする。認定しないとした者に対しては、不認定通知書（様式第2号の2）により通知する。

なお、認定期間は講座実施の終了日もしくは、講座認定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(計画の変更等)

第5条

第4条の規定による講座認定を受けた後、講座の内容等に変更が生じたときは、デジタル

スキルアップ事業講座認定変更申請書（様式第3号）及び第3条で掲げる書類の提出を行い、再度講座の認定を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請に係る内容により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により、申請者に通知する。

- (1) 再認定の承認をした場合、デジタルスキルアップ事業講座変更認定通知書（様式第4号）
- (2) 再認定の承認をしなかった場合、デジタルスキルアップ事業講座変更不認定通知書（様式第4号の2）

（補助額）

第6条

本補助金の額は次のとおりとする、なお補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市が認定した講座の受講者1名に対して、受講料の2分の1を補助する。
- (2) 補助額は、1回の講座につき1名あたり上限100,000円までとする。
- (3) 同一内容の講座を複数回受講した場合においても、前項の規定は適用されるものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第7条

認定講座を実施した事業者は、講座終了後速やかにデジタルスキルアップ事業補助金交付申請（請求）書兼実績報告書（以下、「実績報告書」という）（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、講座終了後から起算して30日以内又は、講座認定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 認定講座受講証明書（様式第6号）
- (2) 市税等納付状況調査同意書（様式第7号）
- (3) 受講者名簿（受講料一部負担者分のみ）
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

（補助金の交付決定及び確定）

第8条

市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対しデジタルスキルアップ事業補助金交付決定通知書及び確定通知書（様式8号）により通知するとともに決定した金額を支払うものとする。

2 市長は補助金を交付しない旨の決定をしたときは、デジタルスキルアップ事業補助金不交付決定通知書（様式第8号の2）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条

市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(その他)

第10条

この要領に定めるもののほか補助金に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。